



# 栃木県公報

令和元（2019）年  
8 月 9 日（金）  
第28号

## 目 次

### 告 示

- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定..... 271
- 土地改良区定款変更の認可..... 271
- 建築基準法による道路の位置指定..... 271

### 公 告

- 開発行為の工事完了..... 272
- 県が設置する体育施設の利用料金の承認..... 273
- 同..... 273

## 告 示

### 栃木県告示第186号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり公示する。

令和元（2019）年 8 月 9 日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0950300210	A S K A club 大平	栃木市大平町 西水代 3510-1	有限会社 A S K A	下野市医大前 2-5-15	令和元 (2019)年 8月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス

(障害福祉課)

### 栃木県告示第187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元（2019）年 8 月 9 日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	認可年月日
船生土地改良区	令和元（2019）年 7 月 30 日

(農地整備課)

### 栃木県告示第188号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により次のとおり道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和元（2019）年 8 月 9 日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	指 定 年 月 日	所 管 の 土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	さくら市氏家字大野3445-5の一部	延長56.12m 幅員6.00m	平成 31 (2019)年 4月9日	大田原 土木事務所
	芳賀郡益子町大字塙字西谷3257-6、 3258-1の各一部	延長33.67m 幅員6.00m	令和元 (2019)年 5月22日	真 岡 土木事務所
	芳賀郡益子町大字塙字西谷3255-1の一部	延長50.52m 幅員6.01m～ 6.11m	令和元 (2019)年 5月22日	真 岡 土木事務所
	芳賀郡益子町大字益子字藤ノ木2061-1 の一部	延長53.88m 幅員6.00m	令和元 (2019)年 5月29日	真 岡 土木事務所
	那須烏山市田野倉字中坪173-1、173- 2の一部	延長24.57m 幅員6.00m	令和元 (2019)年 6月10日	宇都宮 土木事務所

(建築課)

## 公 告

### ○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元（2019）年 8 月 9 日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
塩谷郡高根沢町大字上高根沢字神原4919番 5、4920番2の一部、4972番2	宇都宮市上野町6091番地3 サザンマ ンション205号室	野 中 一 平
下野市柴字丸野268番1、268番3、字丸野下 263番7	下野市柴268番地1	株式会社栃澤金型製 作所
下野市川中子字久保1420番6	下野市小金井三丁目14番地4	大 橋 謙
下野市小金井字道金林1336番53	下野市仁良川1596番地52街区7 シャームゾン・ピスタD-202	山 本 歩 山 本 崇 広
下野市小金井字道金林1334番1 (開発行為に関する工事) 下野市小金井字道金林1334番10の一部、1334 番28の一部、1336番22の一部、1336番22地先	下野市文教三丁目10番地1	荒 井 博 義

(都市計画課)

○県が設置する体育施設の利用料金の承認

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例（平成 5 年栃木県条例第 4 号）第13条第 2 項後段の規定により令和元（2019）年10月 1 日以後の利用料金を承認したので、栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則（平成 5 年栃木県規則第13号）第16条の 3 の規定により公告する。

令和元（2019）年 8 月 9 日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県体育館分館の利用料金

1 普通利用の場合

利用者	利用時間	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
	高校生等以下（1 人 1 回につき）		160円	160円
その他の者（1 人 1 回につき）		330円	330円	330円

2 専用利用の場合

利用区分		利用時間	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
		アマチュアスポーツに 利用する場合	入場料を徴収しない場合	2,000円	2,910円
	入場料を徴収する場合	11,000円	15,800円	22,500円	
アマチュアスポーツ以 外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	11,900円	17,500円	23,800円	
	入場料を徴収する場合	66,400円	97,400円	132,000円	

備考

- 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。
- やむを得ない理由により午前 9 時前又は午後 9 時後に栃木県体育館分館を専用利用する場合の利用料金の額は、当該午前 9 時前又は午後 9 時後の利用時間 1 時間につき、午前 9 時前の利用にあっては午前 9 時から午後 1 時まで、午後 9 時後の利用にあっては午後 5 時から午後 9 時までにつき定められている利用料金の額の 4 分の 1 に相当する額にそれぞれ 1.5 を乗じて得た額とする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 高校生等以下の者が栃木県体育館分館を専用利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額を 2 で除して得た額とする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

○県が設置する体育施設の利用料金の承認

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例（平成 5 年栃木県条例第 4 号）第13条第 2 項後段の規定により令和 2（2020）年 4 月 1 日以後の利用料金を承認したので、栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則（平成 5 年栃木県規則第13号）第16条の 3 の規定により公告する。

令和元（2019）年 8 月 9 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 栃木県立県南体育館の利用料金

(1) 運動施設

ア 普通利用の場合

- (ア) メインアリーナ、サブアリーナ、柔道場及び剣道場

利用者	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
高校生等以下(1人1回につき)		220円	220円	220円
その他の者(1人1回につき)		430円	430円	430円

## (イ) トレーニング室

利用者	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
高校生等以下(1人1回につき)		270円	270円	270円
その他の者(1人1回につき)		530円	530円	530円

## イ 専用利用の場合

## (ア) メインアリーナ

利用区分		利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
アマチュアスポーツに 利用する場合	入場料を徴収しない場合		7,630円	11,300円	15,100円
	入場料を徴収する場合		38,000円	57,200円	76,300円
アマチュアスポーツ以 外に利用する場合	入場料を徴収しない場合		45,700円	68,600円	91,600円
	入場料を徴収する場合		228,000円	342,000円	457,000円

## (イ) サブアリーナ

利用区分		利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
アマチュアスポーツに 利用する場合	入場料を徴収しない場合		3,800円	5,720円	7,630円
	入場料を徴収する場合		19,000円	28,400円	38,000円
アマチュアスポーツ以 外に利用する場合	入場料を徴収しない場合		22,800円	34,200円	45,700円
	入場料を徴収する場合		113,000円	170,000円	228,000円

## (ウ) 柔道場

(イ)の表と同じ。

## (エ) 剣道場

(イ)の表と同じ。

## (2) 研修室

利用区分		利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
全部の利用			4,710円	7,070円	7,070円
一部の利用	2 / 3の利用		3,130円	4,710円	4,710円
	1 / 3の利用		1,550円	2,350円	2,350円

## (3) 附属設備及び器具

附属設備及び器具名	単 位	利 用 料 金
放送設備	1日1回につき	5,610円

仮設ステージ		1日1回につき	11,100円
フロアシート		1日1回につき	3,360円
可動席		1日1回につき	11,100円
電動吊物		1日1回につき	56,100円
電光掲示板	メインアリーナ	1時間につき	1,030円
	柔道場	1時間につき	510円
	剣道場	1時間につき	510円
	移動式	1時間につき	510円
照明設備	メインアリーナ	2 / 3 灯	1時間につき 2,230円
		全 灯	1時間につき 4,480円
	サブアリーナ	2 / 3 灯	1時間につき 1,100円
		全 灯	1時間につき 2,230円
冷房設備	メインアリーナ	1時間につき	13,300円
	サブアリーナ	1時間につき	5,610円
	柔道場	1時間につき	5,610円
	剣道場	1時間につき	5,610円
暖房設備	メインアリーナ	1時間につき	8,990円
	サブアリーナ	1時間につき	4,480円
	柔道場	1時間につき	4,480円
	剣道場	1時間につき	4,480円

備考

- 1 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 2 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 3 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後にメインアリーナ、サブアリーナ、柔道場若しくは剣道場（次項から第5項までにおいて「メインアリーナ等」という。）を専用利用する場合又は研修室を利用する場合の利用料金の額は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、午前9時前の利用にあっては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあっては午後5時から午後9時までにつき定められている利用料金の額の4分の1に相当する額に1.5をそれぞれ乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 4 高校生等以下の者がメインアリーナ等を専用利用する場合又は研修室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 5 入場料を徴収してメインアリーナ等を専用利用する者が当該専用利用に際し研修室又は附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。

2 栃木県立県北体育館の利用料金

(1) 運動施設

ア 普通利用の場合

- (ア) メインアリーナ、サブアリーナ及び武道場

利用者	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	高校生等以下(1人1回につき)		220円	220円
その他の者(1人1回につき)		430円	430円	430円

## (イ) トレーニング室

利用者	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	高校生等以下(1人1回につき)		270円	270円
その他の者(1人1回につき)		530円	530円	530円

## イ 専用利用の場合

## (ア) メインアリーナ

利用区分		利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
		アマチュアスポーツに 利用する場合	入場料を徴収しない場合	7,630円	11,300円
	入場料を徴収する場合	38,000円	57,200円	76,300円	
アマチュアスポーツ以 外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	45,700円	68,600円	91,600円	
	入場料を徴収する場合	228,000円	342,000円	457,000円	

## (イ) サブアリーナ

利用区分		利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
		アマチュアスポーツに 利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,800円	5,720円
入場料を徴収する場合	19,000円		28,400円	38,000円	
アマチュアスポーツ以 外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	22,800円	34,200円	45,700円	
	入場料を徴収する場合	113,000円	170,000円	228,000円	

## (ウ) 武道場

利用区分			利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
			全部の 利用	アマチュアス ポーツに利用 する場合	入場料を徴収しない場合	5,720円
入場料を徴収する場合	28,400円	43,100円			57,200円	
アマチュアス ポーツ以外に 利用する場合	入場料を徴収しない場合	34,200円		51,800円	68,600円	
	入場料を徴収する場合	170,000円		258,000円	342,000円	
1/2 の利用	アマチュアス ポーツに利用 する場合	入場料を徴収しない場合	3,800円	5,720円	7,630円	
		入場料を徴収する場合	19,000円	28,400円	38,000円	
	アマチュアス ポーツ以外に 利用する場合	入場料を徴収しない場合	22,800円	34,200円	45,700円	
		入場料を徴収する場合	113,000円	170,000円	228,000円	

## (2) 研修室



施設区分	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	研修室A		2,110円	3,130円
研修室B		2,570円	3,920円	3,920円

(3) 附属設備及び器具

附属設備及び器具名		単 位	利 用 料 金	
放送設備		1日1回につき	5,610円	
仮設ステージ		1日1回につき	11,100円	
フロアシート		1日1回につき	3,360円	
可動席		1日1回につき	11,100円	
電動吊物		1日1回につき	56,100円	
電光掲示板	メインアリーナ	1時間につき	1,030円	
	武道場	1時間につき	260円	
	移動式	1時間につき	510円	
照明設備	メインアリーナ	2／3灯	1時間につき	2,230円
		全 灯	1時間につき	4,480円
	サブアリーナ	2／3灯	1時間につき	1,110円
		全 灯	1時間につき	2,230円
冷房設備	メインアリーナ	1時間につき	13,300円	
	サブアリーナ	1時間につき	5,610円	
	武道場	1時間につき	5,610円	
暖房設備	メインアリーナ	1時間につき	8,990円	
	サブアリーナ	1時間につき	4,480円	
	武道場	1時間につき	4,480円	

備考

- 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。
- やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後にメインアリーナ、サブアリーナ若しくは武道場（次項から第5項までにおいて「メインアリーナ等」という。）を専用利用する場合又は研修室を利用する場合の利用料金の額は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までにつき定められている利用料金の額の4分の1に相当する額に1.5をそれぞれ乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 高校生等以下の者がメインアリーナ等を専用利用する場合又は研修室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 入場料を徴収してメインアリーナ等を専用利用する者が当該専用利用に際し研修室又は附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。

3 栃木県立温水プール館の利用料金

## (1) プール

## ア 普通利用の場合

利用者	利用時間	午前 9 時から午後 9 時まで
高校生等以下（1 人 1 回につき）		310 円
その他の者（1 人 1 回につき）		620 円

## イ 専用利用の場合

区 分		午前 9 時から午後 9 時まで（1 時間につき）		
		全コース	1 コース	
平日の利用	50メートルプール	入場料を徴収しない場合	20,800 円	4,180 円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に 5 を乗じて得た額	
	25メートルプール	入場料を徴収しない場合	10,300 円	2,080 円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に 5 を乗じて得た額	
平日以外の利用		平日の利用の利用料金の額に 1.2 を乗じて得た額		

## (2) 会議室

利用区分	利用時間	午前 9 時から午後 9 時まで （1 時間につき）
全部の利用		2,080 円
3 / 4 の利用		1,560 円
1 / 2 の利用		1,030 円
1 / 4 の利用		510 円

## (3) 附属設備及び器具

附属設備及び器具名	単 位	利 用 料 金
放送設備	1 日 1 回につき	5,610 円
固定式電光表示板	1 時間につき	2,080 円
移動式電光表示板	1 時間につき	1,030 円

## 備考

- 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 「平日」とは、月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）をいう。
- やむを得ない理由により午前 9 時前又は午後 9 時後にプールを専用利用する場合又は会議室を利用する場合の利用料金の額は、当該午前 9 時前又は午後 9 時後の利用時間 1 時間につき、午前 9 時から午後 9 時までの利用時間 1 時間につき定められている利用料金の額にそれぞれ 1.5 を乗じて得た額とする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。



- 5 高校生等以下の者がプールを専用利用する場合又は会議室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 6 入場料を徴収してプールを専用利用する者が当該専用利用に際し会議室又は附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。

（教育委員会事務局スポーツ振興課）